

第7期小田原市障がい福祉計画及び第3期小田原市障がい児福祉計画の策定について

1 計画策定の趣旨

「第7期小田原市障がい福祉計画及び第3期小田原市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という）は、障害者総合支援法第88条第1項の規定による「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項の規定による「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものであり、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する事項を定めるものです。

2 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

3 基本理念と目標

○基本理念

本市が定めた「第3期おだわら障がい者基本計画」の基本理念である「一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会の実現」」を踏まえ、本計画も「地域共生社会の実現」を基本理念とします。

○基本目標

本計画の基本理念と障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえた上で、国の基本指針が示す新たな視点を追加して、本計画における基本目標（3つの柱、8つの目標）を次のように定め、個々の目標の達成に向けて取り組んでいくこととします。

- (1) 生きがいを持ってつながり合う地域づくり
 - ① 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
 - ② 社会参加を支える取組
- (2) 自立する力を育むサービス提供体制
 - ③ 入所施設等から地域生活への移行の推進
 - ④ 福祉施設から一般就労への移行の推進
 - ⑤ 障がい児の健やかな育成のための支援
 - ⑥ 特別な支援が必要な障がい者・児に対する支援体制の整備
- (3) 自己決定を支える多角的な相談支援
 - ⑦ 包括的な相談支援体制の構築
 - ⑧ 障がい福祉人材の確保・定着

4 策定期期

令和6年3月予定